

JPMグローバルマイスター

追加型投信／内外／株式

2018.3.23

この目論見書により行うJPMグローバルマイスター(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年9月22日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成29年9月23日に生じています。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
設立年月日 平成2年10月18日
資本金 2,218百万円(平成30年1月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額 44,830億円(平成30年1月末現在)

照会先

TEL: 03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス: <http://www.jpmorganasset.co.jp/>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してまいります様お願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。HPアドレス: <http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資先ファンドの有価証券を主要投資対象として運用を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

投資先ファンドとは

「JPモルガン・ファンズ・グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド」および「GIMジャパン・マネー・プール・ファンドF(適格機関投資家専用)」です。アンコンストレインド(unconstrained)は、「制約のない」という意味です。投資先ファンドの詳細については、後記「ファンドの特色 4 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。なお、以下それぞれを「グローバル株式ファンド」および「マネー・プール・ファンド」といいます。

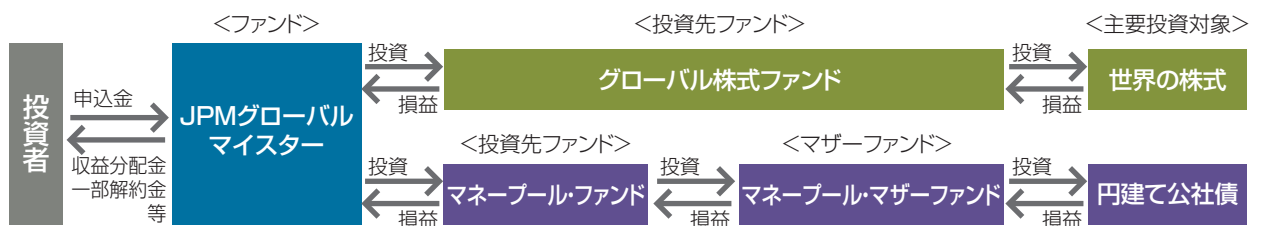
ファンドの特色

1 主として、世界の株式の中から、業種や時価総額にこだわらず、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に選定して投資します。

世界の株式に投資する「グローバル株式ファンド」の組入比率を高位に保つとともに、円建ての公社債に投資する「マネー・プール・ファンド」にも投資します。

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

このファンドの「ファンド・オブ・ファンズ方式」では、ファンドの資金を投資先ファンドに投資し、投資先ファンドが実際に有価証券に投資すること、または投資先ファンドの資金をさらにマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行います。



(注) <投資先ファンド>および<マザーファンド>の正式名称を含む詳細については、後記「4 投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

2 為替ヘッジは行いません。

投資先ファンドを通じて外貨建ての株式等に投資しますが、為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

3 J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用します。

J. P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

4 投資先ファンドの特徴

■ グローバル株式ファンド

名称	JPモルガン・ファンズ・グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド (JPMorgan Funds - Global Unconstrained Equity Fund) JPMグローバル・アンコンストレインド・エクイティ(Iクラス) (JPM Global Unconstrained Equity I) (円建て)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人

目 的	世界の株式に積極的に投資し、資産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	世界の株式
主な運用方針	世界の株式を中心に投資し、投資対象とする株式の業種や時価総額には制限を設けません。時価総額の小さい株式へ投資する場合があります、ある業種や市場に集中した投資をすることがあります。
ベンチマーク	MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み) MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。
運用プロセス	<p>① ボトムアップ・アプローチによる投資対象銘柄の候補の選出 世界の株式の中から、数値データに基づいて企業や株価の成長性等を測る分析(定量分析)および現地に密着した企業取材等による業界動向や企業の戦略等の数値化できない事象の分析(定性分析)に基づく銘柄評価を行い、その結果をもとに投資対象銘柄の候補が選出されます。ボトムアップ・アプローチとは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法をいいます。企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。</p> <p>② 投資対象銘柄の決定 ①で選出された投資対象銘柄の候補について、運用チーム内で意見交換し、当該候補の中から、成長力があり、かつ株価が割安と判断される銘柄をさらに絞り込みます。また、①で候補として選出されなかった銘柄や①でそもそも分析対象とならなかった銘柄についても、運用チーム内での意見交換を通じて、あらためて投資魅力度が高いと判断されることがあり、それらの銘柄を加え投資対象銘柄とします。</p> <p>③ 組入銘柄・比率の決定 ②で決定された投資対象銘柄から、相場動向、流動性等の市場環境、投資先ファンド全体のリスク特性等を総合的に判断したうえで、最終的に組み入れる銘柄と組入比率を決定し、投資先ファンドを構築します。</p>
運用会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人) JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人) (両社が共同で運用します。)

(注)ファンドで投資するグローバル株式ファンドは円建てのため、ファンドにおいて運用成果を測る際に参考とする指数は、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み、円ベース)とします。当該指数は、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(税引後配当込み)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

■ マネープール・ファンド

名 称	GIMジャパン・マネープール・ファンドF(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	国内籍・証券投資信託
目 的	円建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
主要投資対象	GIMマネープール・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)(の受益証券を主要投資対象とします。)
主な運用方針	マザーファンドを通じ、日本の発行体が発行する円建ての公社債を中心に投資し、元本の安定性と安定した収益の確保を図るとともに、高い流動性の確保に配慮します。
ベンチマーク	ありません。
運用プロセス	<p>(以下はマザーファンドにおける運用プロセスです。)</p> <p>① 経済成長、インフレ、金利、財政、政治等マクロ面からの調査を踏まえた市場見通しに基づき、投資戦略を決定します。</p> <p>② 個別銘柄(債券)の発行体の信用力、評価等を分析し、個別銘柄について割安であるか、割高であるかを判断します。その過程において、どの種類の発行体にどのような配分で投資するかを併せて決定します。</p> <p>③ ②を踏まえ、組入銘柄を選定のうえマザーファンドを構築します。その際、マザーファンド全体において、信用リスク、金利変動リスク等を適切な水準で取るようにします。</p>
運用会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(委託会社) 平成30年4月7日より、マザーファンドの運用をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)に委託します。

※ベンチマークとは、投資先ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。なお、投資先ファンドを通じて株式へ投資します。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託の受益権等の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

収益の分配方針

年1回の決算時(6月26日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算中に発生した収益(経費*1 控除後の配当等収益*2および有価証券の売買益*3)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。

*3 評価益を含みます。

2. 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

ファンドは、投資先ファンドを通じて主に国内外の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。ファンドでは中小型株式に投資することがありますが、中小型株式は大型株式に比べ、株価がより大幅に変動することがあります。
為替変動リスク	ファンドは、為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。
カントリーリスク	新興国に投資した場合は以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none">■ 先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、有価証券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。■ 有価証券・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。■ 先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。■ 税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。 新興国とは、国内経済が成長過程にあると判断される国をいいます。
流動性リスク	市場取引量の急激な増大、市場規模の縮小、市場の混乱の影響を受け、有価証券の注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。ファンドでは中小型株式に投資することがありますが、中小型株式は大型株式に比べ、市場での売買高が少ないことがあり、そのような状況に陥る可能性が高くなる場合があります。
デリバティブ取引のリスク	ファンドは、デリバティブ取引を用いる場合があります。デリバティブ取引は、その他の投資手段と比較して、株価等の変動に対してより大きく価格が変動・下落することがあります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社および投資先ファンドの運用会社では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

また、投資先ファンドにつき、委託会社および投資先ファンドの運用会社の運用部門から独立した部門*は、上記の事項に加え取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェックを行います。

*平成30年4月7日より、投資先ファンドの運用会社の運用部門から独立した部門が、当該チェックを行います。

参考情報

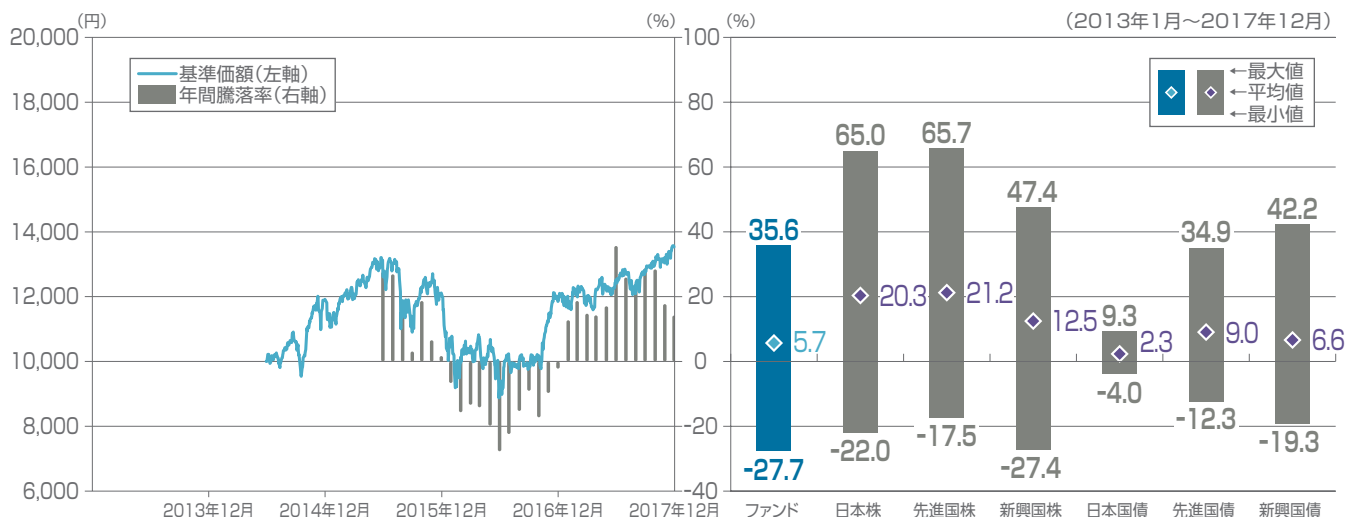
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2013年1月～2017年12月の5年間に於ける、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、ファンドは設定から6年未満で、設定日から2015年5月末までは年間騰落率が算出されないことから、それ以降の毎月末時点における年間騰落率を用いています。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、ファンドは、(株東京証券取引所)により提供、保証または販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

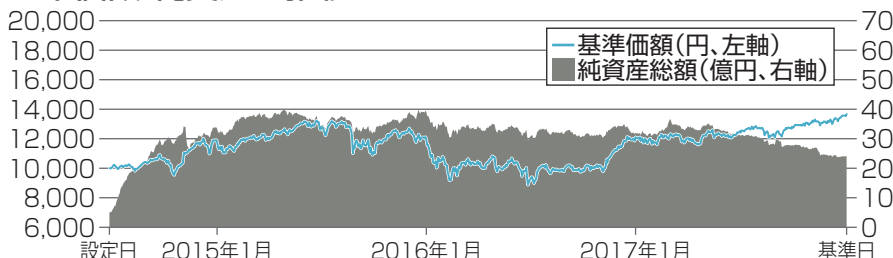
JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp/>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2018年1月4日	設定日	2014年6月30日
純資産総額	24億円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



*基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
1期	2015年6月	0
2期	2016年6月	0
3期	2017年6月	0
	設定来累計	0

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率*1
J Pモルガン・ファンズ・グローバル・アンコンストレインド・エクイティ・ファンド	99.3%
GIMジャパン・マネーパール・ファンドF (適格機関投資家専用)	0.0%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	0.7%
合計 (純資産総額)	100.0%

国別構成状況

投資国*2	投資比率*3
アメリカ	47.4%
フランス	7.5%
日本	7.4%
中国	6.9%
イギリス	5.5%
その他	24.5%

通貨別構成状況

通貨	投資比率*3
米ドル	52.5%
ユーロ	15.1%
日本円	7.4%
香港ドル	6.6%
イギリスポンド	5.5%
その他	12.1%

業種別構成状況

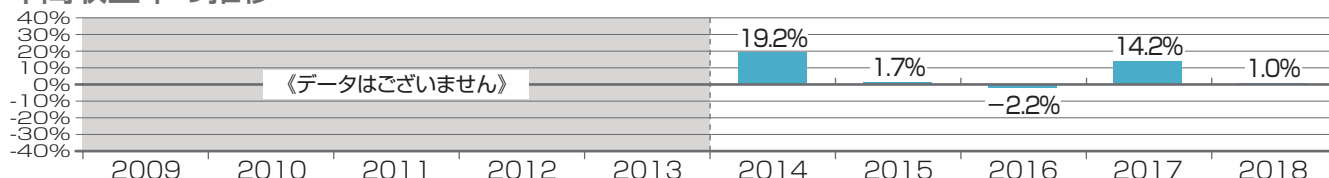
業種*2	投資比率*3
金融	20.7%
情報技術	17.8%
一般消費財・サービス	13.1%
資本財・サービス	11.2%
ヘルスケア	9.9%
その他	24.5%

*上記比率に投資先ファンドが保有する公社債および投資信託証券は含んでいません。

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国*2	通貨	業種*2	投資比率*3
1	アルファベット	アメリカ	米ドル	情報技術	3.9%
2	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	3.7%
3	ボーダフォン・グループ	イギリス	イギリスポンド	電気通信サービス	3.4%
4	シティグループ	アメリカ	米ドル	金融	3.3%
5	コムキャスト	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	3.3%
6	フェイスブック	アメリカ	米ドル	情報技術	2.8%
7	ユナイテッドヘルス・グループ	アメリカ	米ドル	ヘルスケア	2.7%
8	中国平安保険 (集団)	中国	香港ドル	金融	2.7%
9	パイオニア・ナチュラル・リソーシース	アメリカ	米ドル	エネルギー	2.6%
10	シュナイダーエレクトリック	フランス	ユーロ	資本財・サービス	2.6%

年間収益率の推移



*年間収益率(%)=(年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額-1)×100

*2014年の年間収益率は設定日から年末営業日、2018年の年間収益率は前年末営業日から2018年1月4日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*投資信託証券とは、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券の総称です。

*当ページにおける「ファンド」は、JPMグローバルマイスターです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

*1 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。

*2 国はMSCI分類、業種はMSCI11分類に基づき分類していますが、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの判断に基づき分類したものが一部含まれます。J.P.モルガン・アセット・マネジメントとは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

*3 ファンドは各投資先ファンドを通じて投資を行うため、各投資先ファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。なお、運用実績の基準日のファンドの基準価額算出に使用されているデータ(JPモルガン・ファンズ・グローバル・アイコンストレインド・エクイティ・ファンドおよびGIMジャパン・マネーパール・ファンドF(適格機関投資家専用))は2017年12月最終営業日のものを使用しています。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して7営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	委託会社が指定する日には、購入・換金申込みの受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成29年9月23日から平成30年9月25日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	平成26年6月30日から平成36年6月26日(休業日の場合は翌営業日)までです。
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年6月26日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日および償還時に委託会社は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>手数料率は3.78%(税抜3.50%)を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。</p> <p>当該費用は、購入時におけるファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。</p>
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>日々のファンドの純資産総額に対して年率1.1124%(税抜1.03%)がファンド全体にかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。</p>	
		委託会社	<p>年率0.216%(税抜0.20%)</p> <p>投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価</p>
		販売会社	<p>年率0.864%(税抜0.80%)</p> <p>受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価</p>
		受託会社	<p>年率0.0324%(税抜0.03%)</p> <p>信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価</p>
運用管理費用 (信託報酬)	投資先 ファンド	<p>投資先ファンドの純資産総額に対して以下の費用がかかります。</p>	
		<p>グローバル株式ファンド</p>	
		<p>年率0.60%* *消費税等はこちらにかかりません。</p>	<p>同ファンドの運用会社等が提供する、同ファンドの運用業務、同ファンドに関する情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価</p>
		<p>マネープール・ファンド</p>	
運用管理費用 (信託報酬)	投資先 ファンド	委託会社	<p>投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務(平成30年4月7日以降、運用委託先が行う業務を含みます。)、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価</p>
		販売会社	<p>ファンドの口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、およびこれらに付随する業務の対価</p>
		受託会社	<p>信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価</p>
実質的な負担 (概算)	<p>純資産総額に対して年率1.71%程度(税抜1.63%程度)がかかります。 グローバル株式ファンドに純資産総額の99.9%を投資した場合のもので、投資先ファンドの組入比率により、実際の負担と異なる場合があります。</p>		

その他の費用・手数料

- 1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。
 - ・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)
 - ・外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。)
 - ・信託財産に関する租税
 - ・信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用
 - 2 原則として、ファンドの目論見書の印刷に要する実費相当額を、信託財産に日々計上します。

(注1)上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。また、上記2の実費相当額は、実際にかかる費用が目論見書ごとに異なることから、具体的に記載していません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。

(注2)グローバル株式ファンドにおいては、その運用資産を保管する保管銀行が提供する運用資産の管理・保管業務等、および監査法人が提供する同ファンドについての監査業務の対価として事務管理費用が同ファンド内で実費でかかります。ただし、同ファンドの純資産総額に対して年率0.16%を上限とします。
 - 3 純資産総額に対して年率0.0216%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間324万円(税抜300万円)を上限とします。(当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。)
- なお、上記1・2および3の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

(注1)上記は、平成30年1月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)少額投資非課税制度(NISA・ジュニアNISA)をご利用の場合、毎年、NISAは年間120万円、ジュニアNISAは年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、NISAは満20歳以上の方、ジュニアNISAは満20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。NISAおよびジュニアNISAについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(注3)法人の場合は上記とは異なります。

(注4)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

